３　その他の事項

1. 翌年度繰越事業

当年度から翌年度へ繰り越された事業は、継続費逓次繰越3件、繰越明許費37件

となっている。

繰越明許費の主な理由は、国の補正予算を活用した事業であり、年度内の完了が困難となったことや、地元及び関係機関との調整・協議に不測の日数を要したことなどによるものである。

継続費逓次繰越の内容

（単位：千円）



　繰越明許費の内容

（単位：千円）







⑵　地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算の定めに従って行われていた。

⑶　一時借入金

予算に定められた一時借入金の借入れの最高額は12,000,000千円であり、借入額は

その範囲内であった。

⑷　歳出予算の流用

予算の定めに従い、適正に処理されていた。